

# ○美幌・津別広域事務組合火災予防違反処理規程

〔平成 27 年 4 月 1 日〕  
消本訓令第 1 号

改正 平成 28 年 4 月 1 日訓令第 1 号

美幌・津別広域事務組合火災予防違反処理規程（昭和 51 年 4 月 1 日消本訓令第 4 号の全部を改正する。

## （趣旨）

第 1 条 この訓令は、消防法（昭和 23 年法律第 186 号。以下「法」という。）及び美幌・津別広域事務組合火災予防条例（昭和 48 年条例第 6 号）に定める火災の予防に関する規定に係る違反の処理（以下「違反処理」という。）について必要な事項を定めるものとする。

## （違反処理の区分）

第 2 条 違反処理は、次に掲げる区分による。

- (1) 警告
- (2) 命令
- (3) 認定の取消し
- (4) 許可の取消し
- (5) 告発
- (6) 過料事件の通知
- (7) 代執行
- (8) 略式の代執行（法第 3 条第 2 項又は第 5 条の 3 第 2 項の措置）

## （違反処理の主体）

第 3 条 違反処理は、消防長又は所轄消防署長（以下「署長」という。）が行うものとする。ただし、法第 3 章に規定する措置は、消防長がこれを行う。

2 前項の規定にかかわらず、法第 3 条第 1 項及び法第 5 条の 3 第 1 項の規定に基づく措置命令については、消防吏員（消防長及び署長を除く。以下同じ。）がこれを行うことができる。

## （違反処理上の基本的留意事項）

第 4 条 違反処理は、次の各号に掲げる事項に留意して行わなければならない。

- (1) 違反処理は、違反の内容又は火災危険の重大性に着目し、時機を失することなく厳正公平に行うものであること。
- (2) 違反処理事務を行うにあたっては、関係者に対し誠実かつ沈着、冷静に対処するものであること。

(3) 違反処理を行った事案については適時、追跡確認を行い、その是正促進に努めること。

#### (資料・報告の要求)

第5条 消防長又は署長は、火災予防のため資料を必要とする場合は、関係者に対して任意の提出を求めるものとする。ただし、これにより難しい場合には、法第4条第1項の規定に基づき資料提出命令書(様式第1号)を交付し、命令を行うものとする。

2 消防長又は署長は、火災予防のため報告を必要とする場合は、関係者に対して任意の報告を求めるものとする。ただし、これにより難しい場合には、法第4条第1項又は法第16条の5第1項の規定に基づき、報告徴収書(様式第2号)を交付し、報告徴収を行うものとする。

3 前2項ただし書の規定により資料又は報告書を受領する場合は、関係者に対して資料提出・報告書(様式第3号)を2部提出させるものとする。

#### (違反の調査等)

第6条 消防職員(以下「職員」という。)は、職務の執行に際し違反事実を発見し、又は聞知した場合は、速やかに消防長又は署長に報告しなければならない。

2 前項の報告を受けた消防長又は署長は、職員に命じて速やかに違反の事実の調査にあたらせるものとする。ただし、立入検査により違反の事実が確定している場合は、調査を省略することができる。

3 前項の規定による調査を命じられた職員は、調査した結果を違反調査報告書(様式第4号)により消防長又は署長に報告しなければならない。

#### (実況見分調書及び質問調書)

第7条 職員は、違反の調査に際し、違反事実の確認、証拠保全等のため必要があると認めるときは、違反現場に出向し実況見分調書(様式第5号)を作成しておかなければならない。

2 職員は、違反の調査に際し、関係のある者に対して質問を行った場合は、質問調書(様式第6号)を作成しておかなければならない。

#### (違反処理基準)

第8条 違反処理は、違反処理基準(別表第1及び第2)に定めるところにより処理しなければならない。

2 違反の事実が明白で、かつ、火災予防上、人命安全上猶予できないと認める場合若しくは特異な違反事案の処理に係る場合は、違反処理基準に定める措置順序によらないことができる。

#### (警告)

第9条 消防長又は署長は、調査した違反内容が違反処理基準の警告に該当した

場合又は美幌・津別広域事務組合火災予防規程（平成 21 年訓令第 7 号）第 30 条に規定する勧告書により勧告しても是正されない場合で同措置の必要があると認めるときは、命令等の前段階として警告書（様式第 7 号の 1～3）を交付するものとする。

- 2 消防長又は署長は、緊急に措置する必要があると認める場合で前項の警告書を発するいとまがないときは、口頭で必要な事項について警告することができる。この場合、事後速やかに警告書を発行するものとする。

#### **（命令）**

第 10 条 消防長又は署長（製造所等は管理者）は、調査した違反内容が違反処理基準の命令の措置をとるべきものに該当した場合には、命令書（様式第 8 号の 1～3）を交付し命令を行うものとする。

- 2 消防長又は署長は、緊急に措置する必要があると認める場合で前項の命令書を発するいとまがないときは、口頭で必要な事項について命令することができる。この場合、事後速やかに命令書を交付するものとする。

- 3 法第 3 条第 1 項及び法第 5 条の 3 第 1 項の規定に基づく命令については、立入検査その他の業務の遂行中において、違反処理基準の命令の措置をとるべきものに該当する違反を発見した消防吏員が命令書（様式第 8 号の 4～5）を交付し命令を行うものとする。この場合において、命令を行った消防吏員は、措置命令報告書（様式第 9 号）により消防長又は署長に報告するものとする。

- 4 消防吏員が緊急に措置する必要があると認める場合で前項の命令書を発するいとまがないときは、口頭で必要な事項について命令することができる。この場合、事後速やかに命令書を交付するものとする。

#### **（命令の解除）**

第 11 条 消防長又は署長は、第 10 条に規定する命令の全部又は一部が履行され、命令の解除が必要であると認めるときは、速やかに命令解除通知書（様式第 10 号）により命令を解除するものとする。

#### **（公示）**

第 12 条 消防長又は署長は、法第 5 条第 1 項、法第 5 条の 2 第 1 項、法第 5 条の 3 第 1 項、法第 8 条第 3 項及び第 4 項（法第 36 条第 1 項において準用する場合を含む。）、法第 8 条の 2 第 5 項及び第 6 項（法第 36 条第 1 項において準用する場合を含む。）、法第 8 条の 2 の 5 第 3 項、法第 11 条の 5 第 1 項及び第 2 項、法第 12 条第 2 項、法第 12 条の 2 第 1 項及び第 2 項、法第 12 条の 3 第 1 項、法第 13 条の 24 第 1 項、法第 14 条の 2 第 3 項、法第 16 条の 3 第 3 項及び第 4 項、法第 16 条の 6 第 1 項並びに法第 17 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定に基づく命令を行った場合は、命令に係る防火対象物又は当該対象物の

存する場所へ標識（様式第 11 号の 1）を設置し、美幌・津別広域事務組合公告式条例（昭和 46 年条例第 1 号）第 2 条第 2 項に規定する場所において公示（様式第 11 号の 2）を行うものとする。

2 前項の公示は、命令を行った場合には、速やかに行い、当該命令の履行又は解除がなされるまでの間、又は命令の効力が失うまでその状態を維持するものとする。

**（認定の取消し）**

第 13 条 消防長又は署長は、法第 8 条の 2 の 3 第 6 項（法第 36 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定による認定の取消しを行う場合は、特例認定取消書（様式第 12 号）を交付し、認定の取消しを行うものとする。

**（許可の取消し）**

第 14 条 管理者は、法第 12 条の 2 第 1 項の規定による許可の取消し又は、使用停止を行う場合は、許可取消書（様式第 13 号）を交付し、許可の取消しを行うものとする。

**（告発）**

第 15 条 消防長又は署長は、次の各号のいずれかに該当するもので、罰則をもって対応すべきと認める場合に告発を行うものとする。

- (1) 違反内容が重大なとき
- (2) 違反に起因する火災等の発生若しくは拡大又は死傷者が発生したとき
- (3) 告発をもって措置すべき情状が認められるとき

**（告発の手続）**

第 16 条 告発は、違反の生じた場所を管轄する捜査機関の司法警察員又は検察官に対して行うものとする。

2 告発を行うときは、告発書（様式第 14 号）に次の各号に掲げるもののうち、違反に関する必要な資料を添付するものとする。

- (1) 立入検査結果通知書（写）
- (2) 警告書、命令書（写）
- (3) 図面、写真
- (4) その他違反事実及び情状の認定に必要な資料

**（過料事件の通知）**

第 17 条 消防長又は署長は、法第 8 条の 2 の 3 第 5 項（法第 36 条第 1 項において準用する場合を含む。）又は第 17 条の 2 の 3 第 4 項に規定する届出を怠った者を確知した場合であって過料により対応すべきと認めるときは、過料事件の通知を行うものとする。

**（過料事件の手続）**

第 18 条 過料事件の通知は、法第 8 条の 2 の 3 第 5 項（法第 36 条第 1 項におい

て準用する場合を含む。)又は法第17条の2の3第4項に規定する届出を怠った者の住所地を管轄する地方裁判所に対して行うものとする。

2 過料事件の通知は、過料事件通知書(様式第15号)に次の各号に掲げる過料事件ごとに当該各号に掲げる資料を添付して行うものとする。

(1) 法第8条の2の3第5項(法第36条第1項において準用する場合を含む。)に係る過料事件

ア 特例認定防火(防災管理)対象物の管理権原者であったことを証する資料

イ 特例認定防火(防災管理)対象物の管理権原者に変更があったことを証する資料

ウ 過料に処せられるべき者の住所地を証する資料

エ 違反時点において特例認定防火(防災管理)対象物であったことを証する資料

(2) 法第17条の2の3第4項に係る過料事件

ア 法第17条第3項の認定を受けた者であることを証する資料

イ 認定を受けた特殊消防用設備等又は設備等設置維持計画の軽微な変更の内容を証する資料

ウ 過料に処される者の住所地を証する資料

#### (代執行)

第19条 消防長又は署長は、第10条の規定による命令又は第15条の規定による告発によってもなお違反が是正されない場合で、特に必要があると認めるときは、行政代執行法(昭和23年法律第43号)の定めるところにより代執行を行うものとする。

2 前項の代執行の戒告、通知及び費用徴収のための文書並びに執行責任者の証票は次の各号のとおりとする。

(1) 戒告書(様式第16号の1)

(2) 代執行令書(様式第16号の2)

(3) 代執行費用納付命令書(様式第16号の3)

(4) 代執行責任者証(様式第16号の4)

#### (証票の携帯)

第20条 消防長、署長その他の消防吏員が、執行責任者として代執行の現場に赴くときは、前条第2項第4号の証票を携帯し、要求があるときは、いつでもこれを呈示しなければならない。

#### (略式の代執行)

第21条 消防長又は署長は、法第3条第1項又は法第5条の3第1項の命令に係る履行義務者を確知することができないために当該命令を発することができない場合には、法第3条第2項又は法第5条の3第2項の規定に基づき、

当該消防職員に法第 3 条第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる措置をとらせるものとする。

2 前項の略式の代執行による物件除去に関する公告、保管物件の受領及び費用徴収は次の各号のとおりとする。

- (1) 物件除去に関する事前公告（様式第 17 号の 1）を行い、除去後に保管公告（様式第 17 号の 2 及び第 17 号の 3）を行うものとする。
- (2) 公告は第 12 条の規定に基づいて行うものとする。
- (3) 保管物件又は売却代金の引渡しは、受領書（様式第 17 号の 4 又は第 17 号の 5）を提出させ返還するものとする。
- (4) 物件の保管等に要する費用徴収は保管費等納付命令書（様式第 17 号の 6）にて行うものとする。
- (5) 保管物件の所有権を放棄する場合は所有権放棄書（様式第 17 号の 7）を提出させ必要な措置を行うものとする。

3 消防長又は署長は、第 1 項の規定により物件を除去させたときは、次の各号に掲げる事項に留意して当該物件を保管しなければならない。

- (1) 物件の滅失及び破損の防止
- (2) 盗難の防止
- (3) 火災等災害発生防止

#### **（警告書等の交付手続）**

第 22 条 この規程に定める警告書、命令書、特例認定取消書、戒告書、代執行令書及び代執行費用納付命令書（以下「警告書等」という。）を発行するときは、原則として当該関係者に直接交付し、受領書（様式第 18 号）に署名押印を求めるものとする。

2 前項の警告書等の受領を拒否した場合は、その他必要あるときは、配達証明、内容証明の取扱い等により郵送するものとする。

#### **（関係行政機関との連携）**

第 23 条 消防長又は署長は、立入検査において指摘した他法令の防火に関する規定の違反については、主管行政庁に通知し、是正促進を要請するとともに、十分な連絡を図り、その改善指導に努めるものとする。

2 消防長又は署長は、他法令違反が存する対象物の違反是正措置等を講じる場合には、関係機関と十分な情報提供及び連絡調整を行うとともに、自ら違反事実の把握に努め、ほかに手段がない場合に、他の関係官公署の事務に支障がないように配慮しつつ、法第 35 条の 13 の規定に基づく照会（様式第 19 号の 1）又は協力（様式第 19 号の 2）を求める等、適切な措置を講じるよう相互の連携に努めるものとする。

3 消防長又は署長は、違反処理につき関係機関より協力を求められたときは、

必要に応じて協力するものとする。

#### (違反処理結果の確認等)

第 24 条 消防長又は署長は、違反処理を行った場合は、事後の改善指導、履行状況の確認等その経過を違反処理台帳（様式第 20 号）に記録しておかなければならない。

#### (履行状況の調査)

第 25 条 消防長又は署長は、違反処理を行った場合は、必要に応じ職員に命じて履行の調査を行わせるものとする。

2 前項の規定する調査を命じられた職員は、調査した結果について履行状況調査報告書（様式第 21 号）により消防長又は署長に報告するものとする。

#### (消防長への報告)

第 26 条 署長は、違反処理を行った場合は、次により消防長に報告しなければならない。

- (1) 警告、命令（口頭含む）、認定の取消し、告発、過料事件の通知、代執行を行ったときは、違反処理報告書（様式第 22 号）により報告するものとする。
- (2) 違反処理が完結したときは、違反処理完結報告書（様式第 23 号）により報告するものとする。

#### (聴聞及び弁明)

第 27 条 管理者又は消防長は、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）の定めるところによる不利益処分を行う場合は、当該名宛人となるべき者について、次の各号に従い意見陳述のための手続きを執らなければならない。

- (1) 聴聞が必要なものとは、次に該当するものをいう。
  - ア 法第 8 条の 2 の 3 第 6 項に基づく特例認定の取消し
  - イ 法第 12 条の 2 第 1 項に基づく許可証の返納
  - ウ 法第 13 条の 24 に基づく命令
  - エ 法第 36 条第 1 項において準用する法第 8 条の 2 の 3 第 6 項に基づく特例認定の取消し
- (2) 弁明が必要なものとは、次に該当するものをいう。
  - ア 法第 5 条第 1 項に基づく命令
  - イ 法第 5 条の 2 第 1 項に基づく命令
  - ウ 法第 5 条の 3 第 1 項に基づく命令
  - エ 法第 8 条第 4 項に基づく命令
  - オ 法第 12 条第 1 項及び第 2 項に基づく命令
  - カ 法第 14 条の 2 第 3 項に基づく命令
  - キ 法第 36 条第 1 項において準用する法第 8 条第 4 項に基づく命令

2 前項の手続きは、美幌・津別広域事務組合聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成 12 年規則第 2 号）の定めるところによる。

**（知事への免状返納報告）**

第 28 条 消防長は、危険物取扱者免状または消防設備士免状の返納措置対象となる違反事案が発生したときは、危険物取扱者免状の返納命令に関する運用基準の策定について（平成 3 年消防危第 119 号消防庁危険物規制課長通知）又は消防設備士免状の返納命令に関する運用について（平成 12 年消防予第 67 号消防庁予防課長通知）に基づき事務処理手続きを行うものとする。

**（補則）**

第 29 条 この訓令の施行に関し必要な事項は、消防長が別に定める。

**附 則**

この訓令は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。

**附 則（平成 28 年消本訓令第 1 号）**

この訓令は、平成 28 年 4 月 1 日より施行する。



別表第1  
違反処理基準

	一時措置		二次措置		三次措置		
	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
① 屋外における火災予防に危険な行為等	次の行為又は物件で火災の予防に危険であると認められるもの また、火災の予防に危険であると認められるもの又は消火、避難その他の消防の活動に支障となるもの	1 火遊び、喫煙、たき火、火を使用する設備若しくは器具（物件に限る。）又はその使用に際し火災の発生のおそれのある設備若しくは器具（物件に限る。）の使用その他これらに類する行為	禁止、停止若しくは制限又は消火の準備（法第3条）				
		2 残火、取灰又は火粉	残火、取灰又は火粉の始末（法第3条）				
		3 危険物又は放置され、若しくはみだりに存置された燃焼の物件	物件の除去その他の処理（法第3条）				
		4 放置され、若しくはみだりに存置された物件	物件の整理又は除去（法第3条）				
② 危険な行為等（その一） 防火対象物における火災予防に	防火対象物の位置、構造、設備又は管理について次の状況が認められるもの	1 火災の予防に危険であると認める場合	警告	警告事項不履行のもの	改修、移転、除去、停止又はその他の必要な措置（法第5条）	二次措置が行われない場合 ③の要件に適合する	③の一次措置による（法第5条の2）

（美津 二十八）

	2 消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める場合	警告	警告事項不履行のもの	改修、移転、除去、その他の措置（法第5条）	二次措置履行で、かつ、③の要件に該当する場合	③の一次措置による（法第5条の2）
	3 火災が発生したならば人命に危険であると認める場合	警告	警告事項不履行のもの	改修、移転、除去、その他の措置（法第5条）	二次措置履行で、かつ、③の要件に該当する場合	③の一次措置による（法第5条の2）
	4 その他火災予防上必要があると認める場合	警告	警告事項不履行のもの	改修、移転、除去その他の措置（法第5条）	二次措置履行で、かつ、③の要件に該当する場合	③の一次措置による（法第5条の2）
③ 防火対象物における火災予防に危険な行為等（その二）	1 法第5条等の規定により必要な措置が命ぜられたにもかかわらず、その措置が履行されず、履行されても十分でなく、又はその措置の履行について期限が付されている場合にあっては、履行されても当該期限までに完了する見込みがないため、引き続き、火災の予防に危険であると認める場合、消火、避難その他の消防活動に支障になると認める場合又は火災が発生したならば人命に危険であると認める場合	使用禁止命令等（法第5条の2・第1項第1号）				
	2 法第5条等の規定による命令によっては、火災の予防の危険、消火、避難その他の消防の活動の支障又は火災が発生した場合における人命の危険を除去することができないと認める場合	使用禁止命令等（法第5条の2・第1項第2号）				
		警告	警告事項不履行のもの	使用禁止命令等（法第5条の2・第1項第2号）		

④ 防火対象物における火災予防に危険な行為等（その三）	次の行為又は物件で火災の予防に危険であると認めるもの又は消火、避難その他の消防の活動に支障となると認めるもの	1 火遊び、喫煙、たき火、火を使用する器具（物件に限る。）又はその使用に際し火災の発生のおそれのある器具（物件に限る。）の使用その他これらに類する行為	禁止、停止若しくは消火の準備（法第5条の3）	一次措置が不履行で、かつ、③の適用要件に該当する場合	③の一次措置による（法第5条の2）			
		2 残火、取灰又は火粉	残火、取灰又は火粉の始末（法第5条の3）	一次措置が不履行で、かつ、③の適用要件に該当する場合	③の一次措置による（法第5条の2）			
		3 危険物又は放置され、若しくはみだりに存置された燃焼のおそれのある物件	物件の除去その他の処理（法第5条の3）	一次措置が不履行で、かつ、③の適用要件に該当する場合	③の一次措置による（法第5条の2）			
		4 放置され、若しくはみだりに存置された物件（上記3の物件を除く）	物件の整理又は除去（法第5条の3）	一次措置が不履行で、かつ、③の適用要件に該当する場合	③の一次措置による（法第5条の2）			
⑤ 防火管理関係違反（法第八条第一項違反）	1 防火管理者未選任		警告	警告事項不履行のもの	選任命令（法第8条第3項）	二次措置が不履行で、かつ、③の適用要件に該当する場合	③の一次措置による（法第5条の2）	
		2 防火管理業務不適正	消防計画未作成	警告	警告事項不履行のもの	作成命令（法第8条第4項）	二次措置が不履行で、かつ、③の適用要件に該当する場合	③の一次措置による（法第5条の2）
			消防計画が不適正なもの	警告	警告事項不履行のもの	適正執行命令（法第8条第4項）	二次措置が不履行で、かつ、③の適用要件に該当する場合	③の一次措置による（法第5条の2）

		消火、通報及び避難訓練未実施	警告	警告事項不履行のもの	適正執行命令（法第8条第4項）	二次措置が不履行で、かつ、③の要件に適合する場合	③の一次措置による（法第5条の2）
		消防用設備等又は、特殊消防用設備等の点検、整備未実施等	警告	警告事項不履行のもの	適正執行命令（法第8条第4項）	二次措置が不履行で、かつ、③の要件に適合する場合	③の一次措置による（法第5条の2）
	不適正	火気使用器具、電気器具等の管理	警告	警告事項不履行のもの	適正執行命令（法第8条第4項）	二次措置が不履行で、かつ、③の要件に適合する場合	③の一次措置による（法第5条の2）
		指定場所における喫煙等の制限	警告	警告事項不履行のもの	適正執行命令（法第8条第4項）	二次措置が不履行で、かつ、③の要件に適合する場合	③の一次措置による（法第5条の2）
		避難又は防火上必要な構造及び設備の管理不適正	警告	警告事項不履行のもの	適正執行命令（法第8条第4項）	二次措置が不履行で、かつ、③の要件に適合する場合	③の一次措置による（法第5条の2）
		劇場等の定員管理不適正	警告	警告事項不履行のもの	適正執行命令（法第8条第4項）	二次措置が不履行で、かつ、③の要件に適合する場合	③の一次措置による（法第5条の2）
条⑥の二	1 統括防火管理者未選任		警告	警告事項不履行のもの	選任命令（法第8条の2第5項）	二次措置が不履行で、かつ、③の要件に適合する場合	③の一次措置による（法第5条の2）
	2 統括防火管理業務不適正	全体についての消防計画未作成	警告	警告事項不履行のもの	作成命令（法第8条の2第6項）	二次措置が不履行で、かつ、③の要件に適合する場合	③の一次措置による（法第5条の2）

		消防計画が不適正なもの	警告	警告事項不履行のもの	適正執行命令（法第8条の2第6項）	二次措置が行われない場合に、③の要件に該当する場合	③の一次措置（法第5条の2）
		避難又は防火上必要な構造及び設備の管理不適正	警告	警告事項不履行のもの	適正執行命令（法第8条の2第6項）	二次措置が行われない場合に、③の要件に該当する場合	③の一次措置（法第5条の2）
⑦ 防火対象物点検報告（法第八条の二の二及び法第八条の二の三）	1 防火対象物点検報告未実施での表示又は紛らわしい表示をしたもの		表示の除去又は消印を付すこと	命令（法第8条の2の2第4項）			
	2 防火対象物点検の特例認定を受けていないにも関わらず、法第8条の2の3第7項の表示がされている、あるいは、当該表示と紛らわしい表示がされているもの		表示の除去又は消印を付すこと	命令（法第8条の2の3第8項）			
	3 偽りその他不正な手段により当該認定を受けたことが判明したもの						
	4 法第5条第1項、第5条の2第1項、第5条の3第1項、第8条第3項若しくは第4項、第8条の2の5第3項又は第17条の4第1項若しくは第2項の規定の命令がされたもの	法第8条の2の3第1項による認定の取り消し（法第8条の2の3第6項）					
	5 法第8条の2の3第1項第3号に該当しなくなったもの						
⑧ 自衛消防組織の設置に関する違反（法第八条の二の五）	自衛消防組織が未設置であるもの		警告	警告事項不履行のもの	措置命令（法第8条の2の5第3項）	二次措置が行われない場合に、③の要件に該当する場合	③の一次措置（法第5条の2）

<p>⑨ 消防用設備等又は特殊消防用設備等に関する基準違反（法第十七条第一項又は第三項）</p>	<p>消防用設備等又は特殊消防用設備等が未設置又は維持管理が不適正のもの</p>	<p>警告</p>	<p>警告事項不履行のもの</p>	<p>設置命令、改修命令又は維持命令（法第17条の4第1項又は第2項）</p>	<p>措置が、かつ、③の要件に適合する</p>	<p>③の一次措置による（法第5条の2）</p>	
<p>⑩ 防災管理関係違反（法第三十六条第一項において準用する法第八条第一項）</p>	<p>1 防災管理者未選任</p>	<p>警告</p>	<p>警告事項不履行のもの</p>	<p>選任命令（法第36条第1項において準用する法第8条第3項）</p>			
	<p>2 防災管理業務不適正</p>	<p>防災管理に係る消防計画未作成</p>	<p>警告</p>	<p>警告事項不履行のもの</p>	<p>作成命令（法第36条第1項において準用する法第8条第4項）</p>		
		<p>防災管理に係る消防計画が不適正なもの</p>			<p>適正執行命令（法第36条第1項において準用する法第8条第4項）</p>		
<p>避難訓練未実施</p>							
<p>⑪ 統括防火管理関係違反（法第三十六条第一項において準用する法第八条の二）</p>	<p>1 統括防災管理者未選任</p>	<p>警告</p>	<p>警告事項不履行のもの</p>	<p>選任命令（法第36条第1項において準用する法第8条の2第5項）</p>			

	2 統括防災管理業務不適正	防災管理に係る全体についての消防計画未作成	警告	警告事項不履行のもの	作成命令(法第36条第1項において準用する法第8条の2第6項)		
		防災管理に係る全体についての消防計画が不適正なもの	警告	警告事項不履行のもの	適正執行命令(法第36条第1項において準用する法第8条の2第66項)		
⑫ 防災管理点検報告 (法第三十六条第一項において準用する法第八条の二の二及び法第八条の二の三)	1 防災管理点検報告未実施での表示又は紛らわしい表示をしたもの		表示の除去又は消印を付すことの命令(法第36条第1項において準用する法第8条の2の2第4項)				
	2 偽りその他不正な手段により当該認定を受けたことが判明したもの						
	3 法第5条第1項、第5条の2第1項、第5条の3第1項、第8条第3項若しくは第4項、第8条の2の5第3項、第17条の4第1項若しくは第2項又は第36条第1項において準用する第8条第3項若しくは第4項の規定による命令がされたもの		法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第1項による認定の取り消し(法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第6項)				
	4 法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第1項第3号に該当しなくなったもの						

〈美津 二十八〉

	5 防災管理点検の特例認定を受けていないにもかかわらず、防災管理点検の特例認定の表示がされている、あるいは、当該表示と紛らわしい表示がされているもの	表示の除去又は消印を付すことの命令(法第36条第5項において準用する法第8条の2の2第4項)				
⑬ 準用する法第8条の二の二(一)	1 防火対象物点検報告及び防災管理点検報告のうち、いずれか一方又はともに点検基準を満たしていないにも関わらず、法第36条第3項の表示が付されている、あるいは、当該表示と紛らわしい表示が付されているもの	表示の除去又は消印を付すことの命令(法第36条第5項において準用する法第8条の2の2第4項)				
	2 防火対象物点検又は防災管理点検の特例認定のうち、いずれか一方又はともに認定を受けていないにも関わらず、法第36条第4項の表示が付されている、あるいは、当該表示と紛らわしい表示が付されているもの	表示の除去又は消印を付すことの命令(法第36条第5項において準用する法第8条の2の2第4項)				



別表第2  
違反処理基準

	一時措置		二次措置		三次措置	
	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容
① 危険物の無許可貯蔵又は取り扱ひ（法第10条第1項）	危険物の無許可貯蔵又は取扱いに関する違反のうち、次のいずれかに該当するもの  1 製造所等以外の場所で、指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取扱っているもの  2 製造所等において、当該貯蔵又は取扱いの態様を逸脱して、指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取扱っているもの	除去命令又は禁止命令（法第16条の6）				
	製造所等以外の場所で油圧装置、潤滑油循環装置等において、引火点が100℃以上の第4類の危険物のみを指定数量以上貯蔵し、又は取扱っているもの	警告	警告事項不履行のもの	除去命令（法第16条の6）		
② 製造所等における危険物の貯蔵又は取扱いに関する基準違反（法第10条第3項）	製造所等における危険物の貯蔵又は取扱いについて、法第10条第3項の基準に違反しているもので、漏えい、飛散等により災害拡大危険が著しく大きいもの	基準遵守命令（法第11条の5第1項、第2項）	基準遵守命令不履行のもの	使用停止命令（法第12条の2第2項第1号）		
	製造所等における危険物の貯蔵又は取扱いについて、法第10条第3項の基準に違反しているもので、漏えい、溢れ、飛散等があるもの又はそのおそれがあるもの	警告	警告事項不履行のもの	基準遵守命令（法第11条の5第1項、第2項）	基準遵守命令不履行のもの	使用停止命令（法第12条の2第2項第1号）

（美津 二十八）

	法第 11 条第 1 項の規定による許可若しくは法第 11 条の 4 第 1 項の規定による届出に係る数量を超える危険物又はこれらの許可若しくは届出に係る品名以外の危険物を貯蔵し、又は取扱っているもので、当該貯蔵又は取扱いにより製造所等の位置、構造又は設備の変更許可を要するもの	警告	警告事項不履行のもの	除去命令（法第 11 条の 5 第 1 項、第 2 項）	除去命令不履行のもの	使用停止命令（法第 12 条の 2 第 2 項）
③ 製造所等の位置、構造又は設備の無許可変更（法第 11 条第 1 項）	製造所等の位置、構造又は設備を無許可で変更しているもの	警告	警告事項不履行のもの	使用停止命令（法第 12 条の 2 第 1 項第 1 号）	使用禁止命令不履行のもの	許可の取消し（法第 12 条の 2 第 1 項第 1 号）
④ 製造所等の完成検査前使用（法第 11 条第 5 項）	設置許可又は変更許可に係る完成検査合格前に使用しているもの	警告	警告事項不履行のもの	使用停止命令（法第 12 条の 2 第 1 項第 2 号）	使用停止命令不履行のもので、法第 10 条第 4 項の基準に適合していないもの	許可の取消し（法第 12 条の 2 第 1 項第 2 号）
⑤ 製造所等の位置、構造又は設備に関する基準違反（法第 12 条第 1 項）	法第 10 条第 4 項の基準に適合しないもので、火災等の災害発生危険が著しく大きなもの	基準適合命令（法第 12 条第 2 項）	基準適合命令不履行	使用停止命令（法第 12 条の 2 第 1 項第 3 号）	使用停止命令不履行のもの	許可の取消し（法第 12 条の 2 第 1 項第 3 号）
	法第 10 条第 4 項の基準に適合しないもの（上欄の場合を除く）	警告	警告事項不履行のもの	使用停止命令（法第 12 条の 2 第 1 項第 3 号）	使用停止命令不履行のもの	許可の取消し（法第 12 条の 2 第 1 項第 3 号）
⑥ 製造所等の緊急使用停止等（法第 12 条の 3）	製造所等又はその近隣において、火災、爆発等の事故が発生したことにより、当該製造所等の使用が災害発生上極めて危険な状態であると認められるもの	使用停止命令又は使用制限命令（法第 12 条の 3 第 1 項）				
⑦ 製造所等における危険物保安監督者の未選任等（法第 13 条第 1 項・第 3 項）	危険物保安監督者を選任していないもの又は危険物保安監督者を選任しているが必要な保安監督業務が行われていないもの	警告	警告事項不履行のもので、当該違反状態が長期間継続するなど内容が悪質なもの	使用停止命令（法第 12 条の 2 第 2 項第 3 号）		

	危険物取扱者の立会いなしに無資格者による危険物の取扱いが行われているもの	警告				
⑧ 危険物保安監督者の法令違反	危険物保安統括管理者又は危険物保安監督者が法律又は法律に基づく命令の規定に違反したことにより免状返納命令を受けたもの	解任命令（法第13条の24）	解任命令不履行のもの	使用停止命令（法第12条の2第2項第4号）		
	危険物保安統括管理者又は危険物保安監督者に保安業務を引続き行わせることが、公共の安全の維持又は災害防止上支障があるもの	警告	警告事項不履行のもの	解任命令（法第13条の24）	解任命令不履行のもの	使用停止命令（法第12条の2第2項第4号）
⑨ 予防規程未作成等（法第14条の2）	予防規程を作成していないもの	警告				
	予防規程を定めているが、内容的に火災予防上適当でないもの	警告	警告事項不履行のもの	変更命令（法第14条の2第3項）		
⑩ 特定屋外タンク貯蔵所等の保安検査未実施（法第14条の3第1項、第2項）	特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所に関する保安検査を受けていないもの	警告	法第10条第4項の基準に適合していないもので、火災等の災害危険があるもの	使用停止命令（法第12条の2第1項第4号）	使用停止命令不履行のもの	許可の取消し（法第12条の2第1項第4号）
⑪ 製造所等の定期点検未実施等（法第14条の3の2）	定期点検を未実施のもの	警告	警告事項不履行のものうち、法第10条第4項の基準に違反し、火災等の災害危険があるもの	使用停止命令（法第12条の2第1項第5号）	使用停止命令不履行のもの	許可の取消し（法第12条の2第1項第5号）
	点検記録を作成せず、虚偽の点検記録を作成し、又は点検記録を保存しなかったもの	警告				
⑫ 危険物の運搬に関する基準違反（法第16条）	危険物の運搬基準に違反しているもの	警告				

<p>⑬ 移動タンク貯蔵所による危険物取扱者無乗者での移送（法第16条の2第1項）</p>	<p>移動タンク貯蔵所により、危険物取扱者を乗車させずに危険物の移送を行っているもの</p>	<p>警告</p>				
<p>⑭ 製造所等における事故発生時の応急措置未実施（法第16条の3第1項）</p>	<p>製造所等における流出事故等に際し関係者が災害発生防止のため危険物の流出及び拡散の防止、流出した危険物の除去、その他の応急措置を講じていないもの</p>	<p>応急措置実施命令（法第16条の3第3項・第4項）</p>				

第 年 月 日 号

(住所)  
(氏名)

様

美幌・津別広域事務組合

消防長 (消防署長)

㊟

資料提出命令書

所在  
名称  
用途

火災予防のため必要があると認めるので、消防法第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり命令する。

なお、本命令に従わない場合は、消防法第44条第2号の規定により処罰されることがある。

記

1 命令事項

年 月 日までに を に 提出すること。

(教示)

- この命令に不服がある場合は、命令があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に美幌・津別広域事務組合 に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求することができなくなります。
- この命令については、命令があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、美幌・津別広域事務組合を被告として命令の取消しの訴えを提起することができます。(訴訟において美幌・津別広域事務組合を代表する者は美幌・津別広域事務組合管理者となります。)なお、この命令について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に美幌・津別広域事務組合を被告として命令の取り消しの訴えを提起することができます。ただし、この命令のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この命令の日(審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があった日。)の翌日から起算して1年を経過すると、命令の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第 年 月 日

(住所)  
(氏名)

様

美幌・津別広域事務組合

管理者 (消防長・消防署長)

印

報 告 徴 収 書

所 在  
名 称  
用 途

火災予防のため必要があると認めるので、消防法の規定に基づき、下記事項を  
年 月 日までに へ文書をもって報告するよう要求する。  
なお、理由なく報告せず、又は虚偽の報告をした場合は、消防法第44条第2号により処罰されること  
がある。

記

1 報告徴収事項

(教示)

- この命令に不服がある場合は、命令があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に美幌・津別広域事務組合 に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求することができなくなります。
- この命令については、命令があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、美幌・津別広域事務組合を被告として命令の取消しの訴えを提起することができます。(訴訟において美幌・津別広域事務組合を代表する者は美幌・津別広域事務組合管理者となります。)なお、この命令について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に美幌・津別広域事務組合を被告として命令の取り消しの訴えを提起することができます。ただし、この命令のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この命令の日(審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があった日。)の翌日から起算して1年を経過すると、命令の取消しの訴えを提起することができなくなります。

年 月 日

美幌・津別広域事務組合

管理者 (消防長・消防署長) 様

(資料等提出者)

住 所

氏 名

㊞

資 料 提 出 書  
報 告

年 月 日付 第 号の 資料提出命令 資 料  
報告徴収書 に基づき 報告書 を提出

します。

返還

なお、提出した資料については、用済みの後、 してください。  
処分

記

資 料  
上記の を受領しました。  
報告書

第 号

年 月 日

美幌・津別広域事務組合  
管理者 (消防長・消防署長)

㊞

様式第4号 (第6条関係)

年 月 日			
美幌・津別広域事務組合 消防長 (消防署長)		様	
		所 属 階 級 氏 名	
		㊟	
違 反 調 査 報 告 書			
違 反 者	住 所		
	氏 名		職 業
	生年月日	年 月 日 ( 歳)	
対象物の状況	所 在		
	名 称		延面積 <span style="float: right;">㎡</span>
	構 造		階 層 地上階 地下階
	用 途		
違反事実			
違反条項			
違反の概要 (発生事由・ 経過等)			
参考事項 (査察経過等)			



様式第5号 (第7条関係)

実 況 見 分 調 書

実況見分日時 開始 年 月 日 時 分  
                  終了 年 月 日 時 分

対象物所在

名 称

用 途

上記の                   について、本職は次のとおり見分した。

年 月 日

所属  
階級・氏名

㊟

実況見分の目的

実況見分の立会人

住 所

氏 名

生 年 月 日                   年 月 日生 ( 歳)

職業 (職名)


美津二十八

様式第6号 (第7条関係)

質 問 調 査 (第 回)

質問実施日時 開始 年 月 日 時 分  
 終了 年 月 日 時 分

質問実施場所

対象物所在

名 称

用 途

上記の について、本職が下記の者に質問したところ任意に次のように供述した。

被質問者住所

氏 名

生 年 月 日 年 月 日生 ( 歳)

職業 (職名)

(被質問者) 氏名 ㊹
上記のとおり、録取して した。
年 月 日
録取者 (所属・階級・氏名) ㊹
記録者 (所属・階級・氏名) ㊹

第 年 月 号 日

(住所)  
(氏名)

様

美幌・津別広域事務組合  
消防長 (消防署長)

㊟

警 告 書

所 在

名 称

用 途

上記防火対象物は、と認めるので、下記のとおり履行するよう警告する。

なお、この警告に従わない場合は、消防法の規定に基づく命令を行うことがある。

命令を行ったときは、当該防火対象物に受命者の氏名、命令内容等を記載した標識の設置等により公示する。

記

警告事項

		第 年	月	号 日
(住所) (氏名)	様			
		美幌・津別広域事務組合 消防長 (消防署長)		Ⓔ
		警 告 書		
所 在 名 称				
危険物の 品名・数量				
あなたの管理権原に係る上記場所における危険物の貯蔵取扱いは、消防法 違反 と認めるので、下記のとおり履行するよう警告する。 なお、この警告に従わない場合は、消防法 の規定に基づく命令を行うこ とがある。 命令を行ったときは、当該施設に受命者の氏名、命令内容等を記載した標識の設置等により 公示する。				
		記		
警告事項				

第 年 月 号 日

(住所)  
(氏名)

様

美幌・津別広域事務組合  
消防長 (消防署長)

㊞

警 告 書

製造所等の設置場所

製造所等の名称

製造所等の別

許可年月日

許可番号

あなたの管理権原に係る上記対象物は、と認めるので、下記  
のとおり履行するよう警告する。  
なお、この警告に従わない場合は、消防法第12条の2の規定に基づく措置を取ることがあ  
る。

記

警告事項

第 年 月 日 号

(住所)  
(氏名)

様

美幌・津別広域事務組合  
消防長 (消防署長)

印

命 令 書

所 在  
名 称  
用 途

上記防火対象物は、  
下記のとおり命令する。  
なお、本命令に従わない場合は、消防法

と認めるので、消防法  
の規定によ  
の規定により処罰されることがある。

記

- 1 命令事項
- 2 命令の理由

(教示)

- 1 この命令に不服がある場合は、命令があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に美幌・津別広域事務組合 に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求することができなくなります。
- 2 この命令については、命令があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、美幌・津別広域事務組合を被告として命令の取消しの訴えを提起することができます。(訴訟において美幌・津別広域事務組合を代表する者は美幌・津別広域事務組合管理者となります。) なお、この命令について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に美幌・津別広域事務組合を被告として命令の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この命令のあったことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、この命令の日(審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があった日。)の翌日から起算して1年を経過すると、命令の取消しの訴えを提起することができなくなります。

美 津 二 十 九

第 年 月 日

(住所)  
(氏名)

様

美幌・津別広域事務組合  
消防長 (消防署長)

㊟

命 令 書

所 在

名 称

危険物の  
品名・数量

あなたの管理権原に係る上記場所における危険物の貯蔵取扱いは、消防法 違反と認める  
ので、下記のとおり履行するよう命令する。  
なお、本命令に従わない場合は、消防法 の規定により処罰されることがある。

記

1 命令事項

2 命令の理由

(教示)

- 1 この命令に不服がある場合は、命令があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に美幌・津別広域事務組合 に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求することができなくなります。
- 2 この命令については、命令があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、美幌・津別広域事務組合を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。(訴訟において美幌・津別広域事務組合を代表する者は美幌・津別広域事務組合管理者となります。)なお、この命令について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に美幌・津別広域事務組合を被告として命令の取り消しの訴えを提起することができます。ただし、この命令のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この命令の日(審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があった日。)の翌日から起算して1年を経過すると、命令の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第 年 月 日 号

(住所)  
(氏名)

様

美幌・津別広域事務組合  
管理者

印

命 令 書

製造所等の設置場所

製造所等の名称

製造所等の別

許可年月日

許可番号

あなたの管理権原に係る上記対象物は、消防法  
に基づき下記のとおり命令する。  
なお、本命令に従わない場合は、消防法

違反と認めるので、消防法の規定  
の規定により処罰されることがある。

記

1 命令事項

2 命令の理由

(教示)

- 1 この命令に不服がある場合は、命令があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に美幌・津別広域事務組合管理者に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求することができなくなります。
- 2 この命令については、命令があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、美幌・津別広域事務組合を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。(訴訟において美幌・津別広域事務組合を代表する者は美幌・津別広域事務組合管理者となります。) なお、この命令について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に美幌・津別広域事務組合を被告として命令の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この命令のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この命令の日(審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があった日。)の翌日から起算して1年を経過すると、命令の取消しの訴えを提起することができなくなります。



様式第8号の4 (第10条関係) 消防吏員用

第 年 月 日 号

(住所)  
(氏名)

様

所属  
階級・氏名

命 令 書

物件の所在地 又は行為場所	
物件又は行為内容	

上記 については、火災予防上危険であると認めるので、消防法第3条第1項の規定に基づき、次の措置をとるべきことを命ずる。  
なお、この命令に従わないときは、消防法の規定により処罰されることがある。

発令日時	年 月 日 午前・午後 時 分
消防法第3条第1項に掲げる措置 (命じる措置は命令欄に○を付したもの)	命じる措置の具体的内容及び命令の理由
命 令	措 置 の 内 容
	<p>&lt;第1号&gt; 火遊び、喫煙、たき火、火を使用する施設若しくは器具又はその使用に際し火災発生のおそれのある設備若しくは器具の使用その他これらに類する行為の禁止、停止若しくは制限又はこれらの行為を行う場合の消火準備</p> <p>&lt;第2号&gt; 残火、取灰又は火の粉の始末</p> <p>&lt;第3号&gt; 危険物又は放置され、若しくはみだりの存置された燃焼のおそれのある物件の除去その他の処理</p> <p>&lt;第4号&gt; 放置され、又はみだりに存置された物件の整理又は除去</p>
	<p>&lt;内容&gt;</p> <p>&lt;理由&gt;</p>

(教示)

- この命令に不服がある場合は、命令があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に美幌・津別広域事務組合 に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、審査請求することができなくなります。
- この命令については、命令があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、美幌・津別広域事務組合を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。(訴訟において美幌・津別広域事務組合を代表する者は美幌・津別広域事務組合管理者となります。)なお、この命令について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に美幌・津別広域事務組合を被告として命令の取り消しの訴えを提起することができます。ただし、この命令のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この命令の日(審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があった日。)の翌日から起算して1年を経過すると、命令の取消しの訴えを提起することができなくなります。

受領欄	年 月 日 午前・午後 時 分 本命令書を確かに受領しました。	
	受領者 住所・氏名	

美津 二十九

様式第8号の5 (第10条関係) 消防吏員用

第 年 月 日 号

様  
 所属  
 階級・氏名  
 命 令 書

所在地		用途	項 ( )
名称			( )

上記対象物において、火災予防上危険である又は消火、避難その他の消防の活動に支障となる事実が認められるので、消防法第5条の3第1項の規定に基づき、次の措置をとるべきことを命ずる。  
 なお、この命令に従わないときは、消防法の規定により処罰されることがある。

発令日時	年 月 日 午前・午後 時 分
消防法第5条の3第1項により命じる同第3条第1項に掲げる措置 (命じる措置は命令欄に○を付したのもの)	命じる措置の具体的内容及び命令の理由
命令	措置の内容
	<第1号> 火遊び、喫煙、たき火、火を使用する施設若しくは器具又はその使用に際し火災発生のおそれのある設備若しくは器具の使用その他これらに類する行為の禁止、停止若しくは制限又はこれらの行為を行う場合の消火準備 <内容>
	<第2号> 残火、取灰又は火の粉の始末 <理由>
	<第3号> 危険物又は放置され、若しくはみだりの存置された燃焼のおそれのある物件の除去その他の処理
	<第4号> 放置され、又はみだりに存置された物件の整理又は除去

(教示)

- この命令に不服がある場合は、命令があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に美幌・津別広域事務組合 に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求することができなくなります。
- この命令については、命令があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、美幌・津別広域事務組合を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。(訴訟において美幌・津別広域事務組合を代表する者は美幌・津別広域事務組合管理者となります。) なお、この命令について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に美幌・津別広域事務組合を被告として命令の取り消しの訴えを提起することができます。ただし、この命令のあったことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、この命令の日(審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があった日。)の翌日から起算して1年を経過すると、命令の取消しの訴えを提起することができなくなります。

受領欄	年 月 日 午前・午後 時 分	本命令書を確かに受領しました。
	受領者 住所・氏名	

様式第9号 (第10条関係)

年 月 日	
美幌・津別広域事務組合 消防長 (消防署長)	
様	
所 属 階 級 氏 名	
⑩	
措 置 命 令 報 告 書 消防法	
の規定に基づき、次のとおり措置命令を行ったので報告します。	
命 令 日 時	年 月 日 時 分
命 令 場 所	
命 令 事 項	
被 命 令 者	住 所
	氏 名
違 反 事 実	
違 反 条 項	
履 行 状 況	
備 考	

第 年 月 号 日

(住所)  
(氏名)

様

美幌・津別広域事務組合  
管理者 (消防長・消防署長)

印

命 令 解 除 通 知 書

所 在

名 称

用 途

あなたの 第 号による命令については、  
する上記対象物について、 年 月 日付  
下記の理由によりこれを解除します。

記

解除の理由

消防法による命令の公告

所在地

名称

命令を受けた者の氏名

この消防法は、  
に基づき下記のとおり命令したものである。

と認めるので、  
年 月 日、

命令事項

年 月 日

美幌・津別広域事務組合  
管理者 (消防長・消防署長)

㊟

注意

- 1 この標識は、消防法第 条の の規定に基づき設置したものである。
- 2 この標識を損壊した者は、法律により罰せられることがある。

消防法による命令の公告

所在地

名称

命令を受けた者の氏名

この  
消防法

は、  
に基づき下記のとおり命令した。

と認めるので、

年 月 日、

命令事項

年 月 日

美幌・津別広域事務組合  
管理者 (消防長・消防署長)

印

注意

- 1 この標識は、消防法第 条の の規定に基づき設置したものである。
- 2 この標識を損壊した者は、法律により罰せられることがある。

第 年 月 日

(住所)  
(氏名)

様

美幌・津別広域事務組合  
消防長

印

### 特 例 認 定 取 消 書

下記防火(防災管理)対象物は、消防法第8条の2の3第6項第 号、消防法第36条第1項において準用する消防法第8条の2の3第6項第 号の規定に該当するため、同項の規定に基づき特例認定を取り消す。

#### 記

- 1 防火対象物所在地、名称等
- 2 特例認定年月日・番号
- 3 特例認定取消(処分)の理由となる事実

#### (教示)

- 1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に美幌・津別広域事務組合管理者に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、審査請求することができなくなります。
- 2 この処分については、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、美幌・津別広域事務組合を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。(訴訟において美幌・津別広域事務組合を代表する者は美幌・津別広域事務組合管理者となります。)なお、この処分について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に美幌・津別広域事務組合を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日(審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があった日。)の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第 年 月 号 日

(住所)  
(氏名)

様

美幌・津別広域事務組合  
管理者

印

許 可 取 消 書

下記危険物施設は、消防法第12条の2第1項第 号の規定に該当するため、同項の規定に基づき許可を取り消す。

なお、本命令に従わない場合は、消防法 の規定により処罰されることがある。

記

- 1 危険物施設の区分
- 2 設置場所又は常置場所
- 3 設置許可年月日・番号
- 4 許可取り消しの理由となる事実

(教示)

- 1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に美幌・津別広域事務組合管理者に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この処分については、処分があったことを知った日(異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日。以下同じ。)の翌日から起算して6箇月以内に、美幌・津別広域事務組合を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。(訴訟において美幌・津別広域事務組合を代表する者は美幌・津別広域事務組合管理者となります。)ただし、この処分があったこと知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日(異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する裁決があった日)の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。



第 年 月 号 日

警察本部 (警察署)  
司法警察員 (階級) 様

( 地方検察庁  
検事正 様 )

美幌・津別広域事務組合

㊞

告 発 書

下記の犯罪があると思料するので、刑事訴訟法第 239 条第 2 項の規定に基づき、関係資料を添えて告発します。

記

- 1 被告発人
- 2 罪名及び適用法条項
- 3 違反事実
- 4 証拠となるべき資料
- 5 犯罪の情状
- 6 参考事項
- 7 意 見

第 年 月 号 日

地方裁判所  
民事 部 御中

美幌・津別広域事務組合  
消防長(消防署長) ㊟

過 料 事 件 通 知 書

消防法第46条の5に基づき過料に処せられるべき事件を発見したので下記のとおり通知します。

記

1 違反者の氏名及び住所

氏 名

住 所

2 違反対象物の名称等

名 称

所 在

3 違反事実の要旨

4 該当法条

5 添付書類

6 その他

第 年 月 日 号

(住所)  
(氏名)

様

美幌・津別広域事務組合  
管理者 (消防長・消防署長) ㊞

戒 告 書

- 1 所 在
- 2 名 称
- 3 用 途

上記対象物については、と認めたので、消防法のの規定に基づき、  
 年 月 日付 第 号をもって 年 月 日までに  
 することを命じたが、いまだ履行されていません。  
 よって、前記命令を 年 月 日までに履行しないときは、行政代執行法第2条の規  
 定に基づき、代執行を行うこととしたので、この旨行政代執行法第3条第1項の規定に基づき戒告しま  
 す。  
 なお、代執行に要するすべての費用を代執行法第2条の規定に基づき徴収します。また、代執行によ  
 り生ずる損害については、すべて責任を負わないので申し添えます。

(教示)

- 1 この戒告に不服がある場合は、戒告があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に  
 に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の  
 翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、審査  
 請求することができなくなります。
- 2 この戒告については、戒告があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、美幌・津別  
 広域事務組合を被告として戒告の取消しの訴えを提起することができます。(訴訟において美幌・津  
 別広域事務組合を代表する者は美幌・津別広域事務組合管理者となります。)なお、この戒告につい  
 て審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して  
 6箇月以内、又は当該戒告に係る代執行の実施前までに、美幌・津別広域事務組合管理者を被告とし  
 て戒告の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この戒告のあったことを知った日の翌日  
 から起算して6箇月以内であっても、この戒告の日(審査請求をしたときは、当該審査請求に対する  
 裁決があった日。)の翌日から起算して1年を経過すると、戒告の取消しの訴えを提起することが  
 できなくなります。

第 年 月 日 号

(住所)  
(氏名)

様

美幌・津別広域事務組合  
管理者 (消防長・消防署長)

㊤

代 執 行 令 書

- 1 所 在
- 2 名 称
- 3 用 途

上記対象物は、 年 月 日付 第 号をもって戒告しましたが、いまだ履行されていません。

よって、行政代執行法第2条の規定に基づき、代執行を次により行うこととしたので、この旨行政代執行法第3条第2項の規定に基づき通知します。

なお、代執行に要するすべての費用を代執行法第2条の規定に基づき徴収します。また、代執行により生ずる損害については、すべて責任を負わないので申し添えます。

- 1 代執行の期日
- 2 代執行執行責任者 (職・氏名)
- 3 代執行に要する費用の概算見積額 金 円
- 4 代執行の内容

(教示)

- 1 この処分不服がある場合は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求することができなくなります。
- 2 この処分については、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内、又は代執行の実施前までに、美幌・津別広域事務組合を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。(訴訟において美幌・津別広域事務組合を代表する者は美幌・津別広域事務組合管理者となります。)なお、この処分について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に美幌・津別広域事務組合を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日 (審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があった日。)の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第 年 月 日 号

(住所)  
(氏名)

様

美幌・津別広域事務組合  
管理者 (消防長・消防署長)

㊟

代 執 行 費 用 納 付 命 令 書

- 1 所 在
- 2 名 称
- 3 用 途

年 月 日付 第 号の代執行令書による代執行に要した費用の金額が決定したので、行政代執行法第5条の規定に基づき、代執行費用を次のとおり納付するよう命令する。  
なお、指定された期日までに納付しないときは、国税滞納処分の例により徴収することがあるので申し添える。

- 1 納付期限
- 2 納付金額
- 3 納付方法
- 4 代執行日

(教示)

- 1 この命令に不服がある場合は、命令があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に  
対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の  
翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査  
請求することができなくなります。
- 2 この命令については、命令があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、美幌・津別  
広域事務組合を被告として命令の取消しの訴えを提起することができます。(訴訟において美幌・津  
別広域事務組合を代表する者は美幌・津別広域事務組合管理者となります。)なお、この処分につ  
いて審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して  
6箇月以内に美幌・津別広域事務組合を被告として命令の取消しの訴えを提起することができます。  
ただし、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この命令の日  
(審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があった日。)の翌日から起算して1年を経過  
すると、命令の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第 号

代 執 行 執 行 責 任 者 証

(所属)

(職名)

(氏名)

上記の者は、下記の行政代執行の執行責任者であることを証する。

年 月 日

美幌・津別広域事務組合  
管理者 (消防長・消防署長) ㊟

記

1 代執行をなすべき事項

2 代執行をなすべき期日

第 年 月 号  
日

公 告

次の物件は、消火、避難、その他の消防の活動に支障になると認めるので、当該物件所有者、管理者又は占有者で権原を有する者は、 年 月 日までに、当該物件を除去すること。

もしも、この期限までに除去しないときは、消防職員が除去する。

消防法第5条の3第2項の規定により、公告する。

美幌・津別広域事務組合  
消防長 (消防署長)



(物件の表示)

所 在

種別及び数量

第 年 月 号 日

保管物件について (公告)

と認めるので、消防法第 の規定により、下記物件を保管しました。心当たりの人は、すみやかに当消防本部又は消防署に申し出てください。

美幌・津別広域事務組合  
消防長 (消防署長)

㊟

記

1 名称又は種類

2 形状及び数量

3 物件の所在した場所

4 除去した日時

年 月 日 時 分 頃

5 保管を始めた日時

同日 時 分 頃

6 保管の場所

7 保管物件の返還を求めるための必要事項  
保管物件と権利関係を証明し得る書類及び印鑑を持参してください。



様式第17号の3 (第21条関係)

保管物件一覧簿							
整理番号	名称(種類)形状、数量	物件の所在した場所	除去日時	保管開始日時	保管場所	公示年月日	備考
<p>(注) 1 公示年月日欄には、上段に美幌・津別広域事務組合公告式条例第2条第2項に規定する掲示場に掲示した年月日を、下段には、町広報又は新聞等に掲載した場合の掲載年月日をそれぞれ記入する。</p> <p>2 備考欄には、保管物件を売却した時の売却年月日又は返還したときの返還年月日等を記入する。</p>							

美津 二十八

年 月 日

美幌・津別広域事務組合  
消防長 (消防署長)

様

物 件 受 領 書

(受領者)  
住 所  
氏 名

㊟

下記の物件を受領しました。

整理番号	名 称	数 量	適 要

年 月 日

美幌・津別広域事務組合  
消防長 (消防署長) 様

代 金 受 領 書

(受領者)  
住 所  
氏 名

㊞

- 1 名称又は種類
- 2 形状及び数量

上記物件の売却代金として、下記の金額を受領しました。

記

金 \_\_\_\_\_ 円

第 年 月 日

(住所)  
(氏名)

様

美幌・津別広域事務組合  
消防長 (消防署長)

㊤

保 管 費 等 納 付 命 令 書

年 月 日付返還した物件の保管等に要した費用は下記のとおりであるから 年 月 日までに へ納付するよう消防法の規定により命令する。  
なお、指定された期日までに納付しないときは、国税徴収法の例により徴収する。

金 \_\_\_\_\_ 円

費 目	金 額	内 訳

(教示)

- この命令に不服がある場合は、命令があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に美幌・津別広域事務組合 に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、審査請求することができなくなります。
- この命令については、命令があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、美幌・津別広域事務組合を被告として命令の取消しの訴えを提起することができます。(訴訟において美幌・津別広域事務組合を代表する者は美幌・津別広域事務組合管理者となります。)なお、この命令について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に美幌・津別広域事務組合管理者を被告として命令の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この命令のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この命令の日(審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があった日。)の翌日から起算して1年を経過すると、命令の取消しの訴えを提起することができなくなります。

年 月 日

美幌・津別広域事務組合  
消防長 (消防署長)

様

住 所

氏 名

印

所 有 権 放 棄 書

下記物件については、

年 月 日所有権を放棄するので適宜処分してください。

記

1 名称又は種類

2 形状及び数量

年 月 日

美幌・津別広域事務組合  
消防長 (消防署長)

様

(受領者)  
住 所  
氏 名

印

受 領 書

年 月 日付 第 号の

は、確かに受領しました。

第 年 月 号 日

火災予防関係事項照会書

警察署  
署長

様

美幌・津別広域事務組合  
消防長 (消防署長)

印

火災予防上必要があるので、下記事項につき回答願いたく、消防法第 35 条の 13 の規定に基づき照会します。

記

照会消防本部 (消防署) の所在地

照会者職・氏名

連絡電話番号

第 年 月 号 日

様

美幌・津別広域事務組合  
消防長 (消防署長)

㊟

謄本又は証明書の交付方について (依頼)

このことについて、消防法令違反の調査上必要ですので、下記の書類について公用として  
交付願います。

記

- 1 必要書類 (戸籍謄本・商業登記簿謄本・登記事項証明書) 通
- 2 氏名又は法人名 (※戸籍謄本又は商業登記簿謄本のみ記入)
- 3 生年月日 (※戸籍謄本のみ記入)
- 4 本籍地 (※戸籍謄本のみ記入)
- 5 建物の所在地又は法人所在地 (※商業登記簿謄本又は登記事項証明書のみ記入)
- 6 代表者名 (※商業登記簿謄本のみ記入)
- 7 家屋番号 (※商業登記簿謄本のみ記入)
- 8 手数料 登記手数料令第7条により免除  
(※商業登記簿謄本又は登記事項証明書のみ記入)

( 問合せ先  
住 所  
所 属  
職・氏名  
電話番号 )



違反処理台帳

(整理番号 )

(甲)

違反者	住所									
	氏名		職業		生年月日					
	住所									
	氏名		職業		生年月日					
対象物の状況	所在地									
	名称				用途					
	構造	造	延面積	m <sup>2</sup>	階層	地上階・地下階				
	危険物	製造所等の別				貯蔵所・取扱所の区分				
		設置許可 年月日番号	年	月	日	設置の完成検査年月日 番	年	月	日	
	許可品名				許可数量					
違反事実										
違反条項										
違反の発生事由										
違反処理区分	警告	年	月	日	第	号	履行期限	年	月	日
	命令	年	月	日	第	号	履行期限	年	月	日
	認定・許可の取消し									
	告発									
	過料事件の通知									
	代執行									
経過	年	月	日							担当者



年 月 日					
美幌・津別広域事務組合 消防長 (消防署長)		様		所属 階級 氏名	
Ⓜ					
履 行 状 況 調 査 報 告 書					
(警告・命令) 事項の履行状況について調査した結果、次のとおり報告する。					
違 反 者	住 所				
	氏 名	職 業	生年月日		
対象物の状況	所 在				
	名 称	用 途			
違反処理区分	警 告	年 月 日 番 号	履行期限	年 月 日	
	命 令	年 月 日 番 号	履行期限	年 月 日	
警 告・ 命令事項					
履行状況 調査日時	年 月 日 時 分				
立 会 者 職・氏名					
履 行 状 況					
所 見					

年 月 日

美幌・津別広域事務組合  
消防長

様

消防署  
署長

㊟

違反処理報告書

違反者	住所			
	氏名		職業	
対象物の状況	所在			
	名称		用途	
違反事実				
違反条項				
違反の概要				
違反処理区分	警告・命令・認定、許可の取消し・告発・過料事件の通知・代執行			
違反処理の内容				

年 月 日			
美幌・津別広域事務組合 消防長		様	
		消防署 署長	
⑩			
違 反 処 理 完 結 報 告 書			
違 反 者	住 所		
	氏 名		職 業
対象物の状況	所 在		
	名 称		用 途
違反処理区分	警告・命令・認定、許可の取消し・告発・過料事件の通知・代執行		
履行年月日			
履 行 内 容			